第百十八条の六第七項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「第百十八条の六第六項」を「第百十八条の六第七項」に、「の手続」を「の手続等」に、「及び第三項」を「、第三項及び第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項各号及び前項に規定する取得には、次に掲げる取得を含まないものとする。

一　仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得

二　その取得する仮想通貨を自己以外の者の計算において有することとなる場合におけるその取得

第百十八条の六に次の一項を加える。

9　内国法人が、法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引の方法により、仮想通貨の売付け又は買付けをし、その後に当該仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付け又は売付けをして決済をした場合における同条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その買付けに係る仮想通貨のその買付けに係る対価の額とする。

第百十八条の八の見出し中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「処理」を「処理等」に改め、同条第一項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「の益金又は損金算入」を削り、同条第二項から第五項までの規定中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、第二編第一章第一節第二款の二第一目中同条を第百十八条の九とする。

第百十八条の七の見出しを「（短期売買商品等の時価評価金額）」に改め、同条中「（短期売買商品」を「（短期売買商品等」に改め、「の益金又は損金算入」を削り、「金額は、」の下に「内国法人が」を加え、「短期売買商品を」を「短期売買商品等（仮想通貨にあつては、市場仮想通貨（同項に規定する政令で定めるものに該当する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）を」に、「及び銘柄」を「又は銘柄」に、「短期売買商品ごと」を「短期売買商品等ごと」に、「次に掲げるいずれかの価格にその短期売買商品」を「公表最終価格等（市場仮想通貨以外の短期売買商品等にあつては第一号又は第二号に掲げるいずれかの価格をいい、市場仮想通貨にあつては第三号又は第四号に掲げるいずれかの価格をいう。）にその短期売買商品等」に改め、同条第一号中「この条」を「この号及び次号」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条第二号中「短期売買商品等」を「短期売買商品等」に改め、同条に次の二号を加える。

三　価格等公表者（市場仮想通貨の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその市場仮想通貨の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者（その公表をする売買価格等に係る前条第二号の取引が主として当該内国法人が自己の計算において行つた取引である場合には、当該内国法人を除く。）をいう。次号において同じ。）によつて公表された当該事業年度終了の日における当該市場仮想通貨の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、同日前の最終の売買の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格）

四　価格等公表者によつて公表された当該事業年度終了の日における市場仮想通貨の最終の交換比率（公表された同日における最終の交換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の交換比率）により交換される他の市場仮想通貨に係る前号に掲げる価格を乗じて計算した価格

第百十八条の七を第百十八条の八とする。

第百十八条の六の次に次の一条を加える。

（時価評価をする仮想通貨の範囲）

第百十八条の七　法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものは、内国法人が有する仮想通貨のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一　継続的に売買の価格（他の仮想通貨との交換の比率（次条第四号において「交換比率」という。）を含む。以下この条及び次条第三号において「売買価格等」という。）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその仮想通貨の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

二　継続的に前号の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

三　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　第一号の売買価格等の公表が当該内国法人以外の者によりされていること。

ロ　前号の取引が主として当該内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

第二編第一章第一節第二款の二第一目に次の二条を加える。

（仮想通貨の区分変更によるみなし譲渡）

第百十八条の十　内国法人が事業年度終了の時において法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものに該当しない仮想通貨（当該事業年度の期間内のいずれかの時において同項に規定する政令で定めるものに該当していたものに限る。）を自己の計算において有する場合には、当該事業年度終了の時において、その有する仮想通貨（直近売買価格等公表日の翌日から当該事業年度終了の日までの間に当該仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の取得（適格合併による被合併法人からの引継ぎを含むものとし、適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配で残余財産の全部の分配に該当しないものによる分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得及び第百十八条の六第五項各号（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）に掲げる取得を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしていた場合には、その取得をした数量に相当するものを除く。以下この項及び次項において「期末保有仮想通貨」という。）を次に掲げるいずれかの価格に期末保有仮想通貨の数量を乗じて計算した金額により譲渡し、かつ、当該期末保有仮想通貨をその金額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

一　価格等公表者（第百十八条の八第三号（短期売買商品等の時価評価金額）に規定する価格等公表者をいう。次号及び第三項において同じ。）によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有仮想通貨の最終の売買の価格

二　価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有仮想通貨の最終の交換比率（第百十八条の七第一号（時価評価をする仮想通貨の範囲）に規定する交換比率をいう。以下この号において同じ。）に、その交換比率により交換される他の仮想通貨の価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における最終の売買の価格を乗じて計算した価格

2　内国法人が期末保有仮想通貨（第百十八条の六第一項第一号に掲げる移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。）について前項の規定を適用する場合において、直近売買価格等公表日の翌日から同項の事業年度終了の日までの間に当該期末保有仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の取得をしていたときは、当該期末保有仮想通貨の同項の譲渡に係る原価の額は、直近売買価格等公表日における一単位当たりの帳簿価額に当該期末保有仮想通貨の数量を乗じて計算した金額とする。

3　前二項に規定する直近売買価格等公表日とは、価格等公表者によつてその日における第一項の仮想通貨の最終の売買価格等（第百十八条の七第一号に規定する売買価格等をいう。）が公表された日で同項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日をいう。

（未決済仮想通貨信用取引に係る利益相当額又は損失相当額の翌事業年度における処理等）

第百十八条の十一　内国法人が法第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）の規定により当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。